

答申第130号

平成21年7月3日

神戸市長

矢田立郎様

神戸市情報公開審査会

会長 佐伯彰洋

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成20年11月14日付神交総第482-1号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 「報告書(西神・山手線)一式」の一部及び「公務災害認定関係書類」のすべてを非公開とする部分公開決定
 - (2) 「告発状と警察署の調書及び市の許諾書」の請求について、公文書を保有していないことによる非公開決定
- に対する審査請求についての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

- (1) 「報告書（西神・山手線）一式」及び「公務災害認定関係書類」の非公開とされた部分のうち、別表のC欄に掲げる部分を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。その余の情報について、非公開とした決定は妥当である。
- (2) 「告発状と警察署の調書及び市の許諾書」の請求について、実施機関が請求の趣旨に該当する公文書を保有していないとして非公開とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づいて、以下の公開請求を行った。

特定日に「市営地下鉄名谷駅で起きた傷害事件の報告書、同件の告発状と警察署の調書及び市の許諾書（本件事件の一連の文書）一切 就業規則含む。」

- (2) 神戸市交通事業管理者(以下「処分庁」という。)は、本件請求に対して、

「報告書（西神・山手線）一式」

「神戸市高速鉄道運輸係員規程」

「公務災害認定関係書類」

を特定し、「報告書（西神・山手線）一式」の一部及び「公務災害認定関係書類」のすべてを非公開とする部分公開決定と、「告発状と警察署の調書及び市の許諾書」の請求について、公文書を保有していないことによる非公開の決定を行った。

- (3) これに対し、審査請求人は、本件決定を取り消し、非公開とされた情報の公開を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張

審査請求人の主張を、平成 20 年 10 月 30 日付の審査請求書、平成 21 年 1 月 22 日付の意見書及び平成 21 年 2 月 12 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

部分公開では、事実関係が特定できず、公文書としては不十分である。不存在を理由とした非開示は、公務上の処理としては疑義がある。総じて、公務上の出来事と個人のプライバシーとのバランス感覚に問題があると言わざるを得ない。

当審査会に求めたいのは、情報開示の仕方の見直しと、交通局を含めた市当局の業務の見直しである。

開示の仕方、部分開示について、被害者と称する職員の名を伏せた理由を同人のプライバシー保護としているが、一方で公務上のけがと認定している。公務上で起きたことにプライバシーはよほどの例外を除いてないと解すべきである。また、医師の診断書に

については、どこの医者かさっぱり分からない。このような文書なら、関係のない第三者でも偽造できる。開示の名に値しない。これでは、組織だった内部犯行のチェックはできない。

業務の見直し、情報の不存在について、公務上のけがと認定しながら、警察調書を取り寄せていなかったり、交通局として、警察に告発したわけではないので、告発状は存在しないというのは、業務処理としてはおざなりに過ぎるのではないか。業務上起こった事故や事件は、組織として掌握すべきである。また、告発するかしないかは、組織として判断すべきことで、職員個人として告発したくても、組織として告発すべきでないとは判断すべきこともあり、個人として告発したくなくても、組織防衛上、組織として告発すべきと判断する場合もありえよう。あまねく公務上のことは、組織として判断すべきであり、掌握すべきである。さもないと、職場を舞台にした犯罪を防ぐことなどできない。上記の回答と非開示とした文書及び不存在とした文書の取得とその開示を求める。

4 諮問庁の主張

諮問庁の主張を、平成 20 年 12 月 26 日付の非公開理由説明書、平成 21 年 1 月 22 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

条例第 10 条は、公開義務を負わない情報の範囲を定めており、同条第 1 号アは個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重するために、プライバシーの保護について定めている。

公文書部分公開決定を行った「報告書（西神・山手線）一式」には、当該事件の被害者や加害者を特定する情報などが記載されている。このため、プライバシー情報について保護を行った。具体的には、被害者及び加害者の氏名・住所・電話番号・年齢、被害者が搬送された病院名・所在地・医師名・公印の印影、示談の相手方である弁護士名、事務所名、電話番号については、特定の個人が識別され若しくは推測される情報であって、公にすることにより個人の権利利益を害すると認められるため、条例第 10 条第 1 号アに基づき部分公開と決定した。

不服申立人は、被害者の名前等について、他の職員の名前や印影などが公開されており、被害者の名前等についても公務上に発生した事件であるから、公開されるべきではないかと主張している。また、診断書については、名前、電話番号、印影など全て削除するのはおかしく、印影は半分程度を、電話番号は最初の 3 桁、住所は最初位については公開しても構わないのではないかと主張する。しかし、通常、駅で発生した事件や事故の場合、被害者が公務であるか否かに関わらず、事件や事故の当事者であることから、特定の個人が識別若しくは推測される情報を、公にすることにより個人の権利利益を害すると認められる。また、医師名などの各種プライバシー情報は、それぞれの一部分を公開することにより、特定の個人が推測される可能性は否定できず、名前、電話番号、印影など個人等が特定しうる情報の全ての部分を条例第 10 条第 1 号アに基づき非公開とす

る部分公開と決定したものである。

不服申立人は告発状など、なぜ公務上の事件であるにもかかわらず、文書がないのか、また、交通局からの告発がないのに逮捕されるのはおかしいと主張する。しかし、通常、交通局としての告発については、事件の性格やその結果生じた損害の有無を考慮し検討することとしている。今回のケースでは、事件の関係者が明確であることや警察隊により現行犯逮捕されていることなどを考慮して交通局として告発をしなかったため告発状は存在しない。また、当該事件について、関係職員は警察署で事情聴取を受けているが、警察の調書については、市の公文書ではないので存在せず、市の許諾書については、該当する文書が存在しない。なお、逮捕については、加害者を職員が取り押さえているところを警察隊が到着して現行犯逮捕されたものである。

上記のとおり、原決定における非公開とする理由及び不存在とする理由について、不合理な点を見出せないことから、諮問庁は原決定を維持することが適当であると考える。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件の争点は、市営地下鉄名谷駅で発生した傷害事件に関する

「報告書（西神・山手線）一式」の部分公開決定

「公務災害認定関係書類」の非公開決定

「告発状・警察署の調書・神戸市の許諾書」の不存在決定

である。以下検討する。

(2) 「報告書（西神・山手線）一式」の部分公開決定について

審査会が見分したところ、「報告書（西神・山手線）一式」は、交通局職員が利用者から暴行を受けて負傷した事件の当日の状況及びその後の状況について、負傷した職員（以下「被災職員」という。）の所属部内において報告した文書であるが、報告書一式に記載された被災職員の「氏名・住所・生年月日・年齢」、加害者の「氏名・住所・年齢・性別・国籍・電話番号・弁護士に関する情報」、被災職員の受診機関である「病院名及び印影・所在地・担当医師名及び印影」を非公開としている。

上記のうち、被災職員の「氏名・住所・生年月日・年齢」、加害者の「氏名・住所・年齢・性別・国籍・電話番号・弁護士に関する情報」は、いずれも特定個人が識別されもしくは識別されうる情報であると認められる。

一般に、特定の刑事事件等においては被疑者となりうる当事者の氏名等が報道発表されることは少なくない。しかし、本件の場合、当事者の氏名等については、一切公表されておらず、事実上広範に知られた情報であるとはいえない。また、本件の場合、負傷した職員の職務時間内に発生した事件であり、職務遂行上の情報であるとはいえるものの、他方、被災職員の身体的状況やその後の私人間における示談といった情報が含まれていることからすると、被災職員個人の私事に関する情報の面を含んだもの

ということができる。

したがって、被災職員の「氏名・住所・生年月日・年齢」、加害者の「氏名・住所・年齢・性別・国籍・電話番号・弁護士に関する情報」は、公にすべき特段の事情を見出すことはできず、公にしないことが正当であると認められることから、条例第10条第1号アに該当し非公開とした決定は妥当である。

つぎに、被災職員の受診機関である「病院名及び印影・所在地・担当医師名及び印影」についてであるが、本件情報のうち病院名のみでは、被災職員を識別されうるとまではいえないが、被災職員の診察に応じた「担当医師名及び印影」まで明らかにすると被災職員に辿り着く可能性を否定できないことから、「担当医師名及び印影」は条例第10条第1号アに該当し非公開とすべきであるが、その余の情報は公開すべきである。

(3)「公務災害認定関係書類」の非公開決定について

審査会が見分したところ、「公務災害認定関係書類」は、公務災害認定請求書、負傷報告書、公務災害認定通知書（新規）、災害発生状況報告書、第三者行為災害発生届、補償先行申出書、療養の給付請求書、診断書、現場見取図、念書、診療費請求書兼領収書、治ゆ届（決裁）、治ゆ届、第三者行為災害処理状況報告書から構成されている。これらの書類の中には、地方公務員災害補償基金神戸市支部所定の様式を用いているものがあり、様式内の項目によって情報の記載がある箇所とない箇所が見受けられる。

ア 公務災害認定請求書

審査会が見分したところ、当該公文書は、認定請求者が地方公務員災害補償基金神戸市支部長（以下「支部長」という。）に対して、公務災害の認定を請求するために提出したものであることが認められる。

当該公文書中に、認定請求者の「氏名・ふりがな・住所・被災職員との続柄・印影」、被災職員の「所属名・電話番号・健康保険組合員証番号・氏名・ふりがな・生年月日・年齢・性別・職名」が記載されているが、これらの情報は被災職員が識別されもしくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められる。

上記以外の情報のうち、「傷病名」、「傷病の部位及びその程度」、「災害発生の状況」が記載されているが、これらの情報は被災職員にとって機微な情報であり、公にすると被災職員の権利利益を害すると認められる。

以上のことから、認定請求者の「氏名・ふりがな・住所・被災職員との続柄・印影」、被災職員の「所属名・電話番号・健康保険組合員証番号・氏名・ふりがな・生年月日・年齢・性別・職名」、「傷病名」、「傷病の部位及びその程度」、「災害発生の状況」については、条例第10条第1号アに該当し非公開とした決定は妥当であるが、その余の情報については公開すべきである。

イ 負傷報告書

審査会が見分したところ、当該公文書は、公務災害の認定請求された事案について、交通局内において報告したものであることが認められる。

当該公文書中に、被災職員の「所属名・職名・職種名・職員番号・氏名・生年月日・年齢・性別・採用年月日・勤続年数」、報告者の「所属名・職名・氏名・印影」、安全管理者の「役職名・氏名・印影」、決裁欄の「印影等」が記載されているが、これらの情報は被災職員が識別されもしくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められる。

上記以外の情報のうち、「傷病名」、「傷病の部位及びその程度」、「災害発生の状況」が記載されているが、これらの情報は被災職員にとって機微な情報であり、公にすると被災職員の権利利益を害すると認められる。

以上のことから、被災職員の「所属名・職名・職種名・職員番号・氏名・生年月日・年齢・性別・採用年月日・勤続年数」、報告者の「所属名・職名・氏名・印影」、安全管理者の「役職名・氏名・印影」、決裁欄の「印影等」、「傷病名」、「傷病の部位及びその程度」、「災害発生の状況」については、条例第 10 条第 1 号アに該当し非公開とした決定は妥当であるが、その余の情報については公開すべきである。

ウ 公務災害認定通知書（新規）

審査会が見分したところ、当該公文書は、支部長が認定請求者に対して認定請求の結果を通知したものであることが認められる。

当該公文書中に、請求者の「氏名」、被災職員の「所属部局名・氏名」、「認定番号」が記載されているが、これらの情報は被災職員が識別されもしくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められる。

上記以外の情報のうち、「傷病名」が記載されているが、これらの情報は被災職員にとって機微な情報であり、公にすると被災職員の権利利益を害すると認められる。

以上のことから、請求者の「氏名」、被災職員の「所属部局名・氏名」、「認定番号」、「傷病名」については、条例第 10 条第 1 号アに該当し非公開とした決定は妥当であるが、その余の情報については公開すべきである。

エ 災害発生状況報告書

審査会が見分したところ、当該公文書は、本件災害について現認者が支部長に対して報告したものであることが認められる。

当該公文書中に、被災職員及び現認者の「所属名・職名・氏名」が記載されているが、これらの情報は被災職員が識別されもしくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められる。

上記以外の情報のうち、「災害発生の状況」が記載されているが、これらの情報は被災職員にとって機微な情報であり、公にすると被災職員の権利利益を害すると認められる。

以上のことから、被災職員及び現認者の「所属名・職名・氏名」、「災害発生の状

況」については、条例第 10 条第 1 号アに該当し非公開とした決定は妥当であるが、その余の情報については公開すべきである。

オ 第三者行為災害発生届

審査会が見分したところ、当該公文書は、認定請求者が支部長に対して、本件災害が第三者によるものであることを届け出たものであることが認められる。

当該公文書中に、認定請求者の「氏名・印影」、被災職員の「所属名・職種名・氏名・生年月日」、加害者の「氏名・住所・電話番号」が記載されているが、これらの情報は特定個人が識別されもしくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められる。

上記以外の情報のうち、示談に関する「話し合いの状況・過失割合・被災職員の治療費の支払い状況」が記載されているが、これらの情報は被災職員にとって機微な情報であり、公にすると被災職員の権利利益を害すると認められる。

以上のことから、認定請求者の「氏名・印影」、被災職員の「所属名・職種名・氏名・生年月日」、加害者の「氏名・住所・電話番号」、示談に関する「話し合いの状況・過失割合・被災職員の治療費の支払い状況」については、条例第 10 条第 1 号アに該当し非公開とした決定は妥当であるが、その余の情報については公開すべきである。

カ 補償先行申出書

審査会が見分したところ、当該公文書は、被災職員が支部長に対して、補償の先行実施を求める申出を行ったものであることが認められる。

当該公文書中に、認定請求者の「氏名・印影」、被災職員の「所属名・氏名・生年月日」が記載されているが、これらの情報は被災職員が識別されもしくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められる。

上記以外の情報のうち、「補償先行を必要とする事情」が記載されているが、これらの情報は被災職員にとって機微な情報であり、公にすると被災職員の権利利益を害すると認められる。

以上のことから、認定請求者の「氏名・印影」、被災職員の「所属名・氏名・生年月日」、「補償先行を必要とする事情」については、条例第 10 条第 1 号アに該当し非公開とした決定は妥当であるが、その余の情報については公開すべきである。

キ 療養の給付請求書

審査会が見分したところ、当該公文書は、認定請求者が支部長に対して、療養の給付を請求したものであることが認められる。

当該公文書中に、認定請求者の「氏名・住所・印影」、被災職員の「所属名・氏名・生年月日・職種名」、現認者の「職名・氏名」が記載されているが、これらの情報は被災職員が識別されもしくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められる。

上記以外の情報のうち、「災害の原因及び発生状況」が記載されているが、これらの情報は被災職員にとって機微な情報であり、公にすると被災職員の権利利益を害すると認められる。

以上のことから、認定請求者の「氏名・住所・印影」、被災職員の「所属名・氏名・生年月日・職種名」、現認者の「職名・氏名」、「災害の原因及び発生状況」については、条例第 10 条第 1 号アに該当し非公開とした決定は妥当であるが、その余の情報については公開すべきである。

ク 診断書

審査会が見分したところ、当該公文書は、被災職員の診断書であることが認められる。

当該公文書中に、被災職員の「氏名・住所・性別・生年月日・年齢」、担当医師の「担当科・氏名・印影」が記載されているが、これらの情報は被災職員が識別されもしくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められる。

上記以外の情報のうち、「傷病名・その程度」が記載されているが、これらの情報は被災職員にとって機微な情報であり、公にすると被災職員の権利利益を害すると認められる。

以上のことから、被災職員の「氏名・住所・性別・生年月日・年齢」、担当医師の「担当科・氏名・印影」、「傷病名・その程度」については、条例第 10 条第 1 号アに該当し非公開とした決定は妥当であるが、その余の情報については公開すべきである。

ケ 現場見取図

審査会が見分したところ、当該公文書は、本件傷害事件の現場となったコンコース階の見取図であることが認められる。

当該公文書中に、事件の現場となった地点を示す記載があるが、特段非公開とすべき情報とはいえないことから、当該公文書を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

コ 念書

審査会が見分したところ、当該公文書は、被災職員が支部長に対して補償に関する申し立てをしたものであることが認められる。この種の情報は被災職員の私事に関する情報であり、一般に他人に知られたくない情報であると認められることから、条例第 10 条第 1 号アに該当し非公開とした決定は妥当である。

サ 診療費請求書兼領収書

審査会が見分したところ、当該公文書は、被災職員が受診機関から収受した診療費領収書であることが認められる。この種の情報は被災職員の私事に関する情報であり、一般に他人に知られたくない情報であると認められることから、条例第 10 条第 1 号アに該当し非公開とした決定は妥当である。

シ 治ゆ届（決裁）

審査会が見分したところ、当該公文書は、交通局内において被災職員の治ゆを報告したものであることが認められる。

当該公文書中に、被災職員の「所属名・職名・職種名・職員番号・氏名・生年月日・年齢・性別・採用年月日・勤続年数」、決裁欄の「印影等」が記載されているが、これらの情報は被災職員が識別されもしくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められる。

上記以外の情報のうち、「治ゆ年月日」、「傷病名」、「災害発生の状況」、「療養の経過」が記載されているが、これらの情報は被災職員にとって機微な情報であり、公にすると被災職員の権利利益を害すると認められる。

以上のことから、被災職員の「所属名・職名・職種名・職員番号・氏名・生年月日・年齢・性別・採用年月日・勤続年数」、決裁欄の「印影等」、「治ゆ年月日」、「傷病名」、「災害発生の状況」、「療養の経過」については、条例第 10 条第 1 号アに該当し非公開とした決定は妥当であるが、その余の情報については公開すべきである。

ス 治ゆ届

審査会が見分したところ、当該公文書は、被災職員が支部長に対して、傷病が治ゆした旨を届け出たものであることが認められる。

当該公文書中に、被災職員の「所属名・氏名・印影」、「認定番号」が記載されているが、これらの情報は特定個人が識別されもしくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められる。

これら以外の情報のうち、「傷病名」、「治ゆ年月日」、「休業期間」が記載されているが、被災職員にとって機微な情報であり、公にすると被災職員の権利利益を害すると認められる。

以上のことから、被災職員の「所属名・氏名・印影」、「認定番号」、「傷病名」、「治ゆ年月日」、「休業期間」については、条例第 10 条第 1 号アに該当し非公開とした決定は妥当であるが、その余の情報については公開すべきである。

セ 第三者行為災害処理状況報告書

審査会が見分したところ、当該公文書は、所属長が支部長等に対して、本件災害の示談交渉の状況、被災職員の療養の経過等について報告したものであることが認められる。

これらの情報は、被災職員の私事に関する情報であり、かつ機微な情報であるため、公にすると被災職員の権利利益を害すると認められることから、条例第 10 条第 1 号アに該当し非公開とした決定は妥当である。

(4) 「告発状・警察署の調書・神戸市の許諾書」の不存在決定について

諮問庁によると、本件傷害事件は交通局職員が現行犯人を逮捕し、直ちに兵庫県警察職員に引き渡したとしている。したがって、刑事訴訟法第 239 条にいう告発を行う

必要はなかったとしている。また、警察署の調書については、警察職員が被疑者を取り調べた際に、被疑者の供述を録取したものであるが、調書そのものは兵庫県警の公文書であり、被疑者の調書を取得する必要性はないとしている。また、関係職員が兵庫県警による事情聴取及び実況検分の立会いを行うことはあったが、許諾書やそれに相当するような公文書を作成し提出することは一切なかったとしている。

審査会は、本件事情聴取において、本件請求資料がないとの結論に至った諮問庁の主張には不合理的な点はなく、本件請求資料が存在していることを窺わせる事実を確認することはできなかった。

(5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(別表)

	(A) 対象文書名	(B) 非公開とされた部分	(C) 左記のうち公開すべき部分
1	報告書(西神・山手線)	被災職員の「氏名・住所・生年月日・年齢」、加害者の「氏名・住所・年齢・性別・国籍・電話番号・弁護士に関する情報」、被災職員の受診機関である「病院名及び印影・所在地・担当医師名及び印影」	「病院名及び印影・所在地」
2	公務災害認定請求書	全部	下記以外の部分 認定請求者の「氏名・ふりがな・住所・被災職員との続柄・印影」、被災職員の「所属名・電話番号・健康保険組合員証番号・氏名・ふりがな・生年月日・年齢・性別・職名」、「傷病名」、「傷病の部位及びその程度」、「災害発生の状況」
3	負傷報告書	全部	下記以外の部分 被災職員の「所属名・職名・職種名・職員番号・氏名・生年月日・年齢・性別・採用年月日・勤続年数」、報告者の「所属名・職名・氏名・印影」、安全管理者の「役職名・氏名・印影」、決裁欄の「印影等」、「傷病名」、「傷病の部位及びその程度」、「災害発生の状況」
4	公務災害認定通知書(新規)	全部	下記以外の部分 請求者の「氏名」、被災職員の「所属部局名・氏名」、「認定番号」、「傷病名」
5	災害発生状況報告書	全部	下記以外の部分 被災職員及び現認者の「所属名・職名・氏名」、「災害発生の状況」
6	第三者行為災害発生届	全部	下記以外の部分 認定請求者の「氏名・印影」、被災職員の「所属名・職種名・氏名・生年月日」、加害者の「氏名・住所・電話番号」、示談に関する「話し合いの状況・過失割合・被災職員の治療費の支払い状況」
7	補償先行申出書	全部	下記以外の部分 認定請求者の「氏名・印影」、被災職員の「所属名・氏名・生年月日」、「補償先行を必要とする事情」
8	療養の給付請求書	全部	下記以外の部分 認定請求者の「氏名・住所・印影」、被災職員の「所属名・氏名・生年月日・職種名」、現認者の「職名・氏名」、「災害の原因及び発生状況」
8	診断書	全部	下記以外の部分 被災職員の「氏名・住所・性別・生年月日・年齢」、担当医師の「担当科・氏名・印影」、「傷病名・その程度」
9	現場見取図	全部	全部
10	念書	全部	なし
11	診療費請求書兼領収書	全部	なし

12	治ゆ届（決裁）	全部	<p>下記以外の部分</p> <p>被災職員の「所属名・職名・職種名・職員番号・氏名・生年月日・年齢・性別・採用年月日・勤続年数」、決裁欄の「印影等」、「治ゆ年月日」、「傷病名」、「災害発生の状況」、「療養の経過」</p>
13	治ゆ届	全部	<p>下記以外の部分</p> <p>被災職員の「所属名・氏名・印影」、「認定番号」、「傷病名」、「治ゆ年月日」、「休業期間」</p>
14	第三者行為災害処理状況報告書	全部	なし

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成20年11月14日	—	* 諮問書を受理
平成20年12月26日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成21年1月22日	第225回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成21年1月23日	—	* 申立人から意見書を受理
平成21年2月12日	第226回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成21年3月17日	第227回審査会	* 審議
平成21年5月12日	第229回審査会	* 審議
平成21年6月16日	第230回審査会	* 審議